

関原発 第553号  
2024年 3月 7日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号  
関西電力株式会社  
執行役社長 森 望

高浜発電所第1号機 火災感知器設置工事に係る  
使用前確認申請書の記載内容変更について

2023年11月17日付け関原発第449号で申請しました高浜発電所第1号機 火災感知器設置工事に係る使用前確認申請書の記載内容を、別紙のとおり変更しましたので、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第15条第3項の規定により提出いたします。

1. 使用前確認申請書

高浜発電所第1号機

使用前確認申請書番号

関原発第449号(2023年11月17日)

2. 変更の内容及び変更の理由

2.1 使用前確認申請書

(変更前)

2023年11月17日付け関原発第449号の申請書記載事項

<p>使用前確認を受けようとする使用前事業者 検査に係る工事の工程、期日及び場所</p>	<p>工事の工程 工事完了時の検査(表7) 期日 自 2023年12月18日 至 2024年 7月 場所 高浜発電所</p> <p>工事の工程 品質マネジメントシステムに係る検査(表9) 期日 自 2023年12月18日 至 2024年 7月 場所 高浜発電所</p>
<p>申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始 の予定時期</p>	<p>2024年8月</p>
<p>原子炉本体に係る工事の場合であって、原子炉本体を試験のために使用するとき、又は発電用原子炉施設の一部が完成した場合であって、その完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあっては、その使用の期間及び方法</p>	<p>対象施設の概要 高浜発電所第1号機 その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備 火災区域構造物及び火災区画構造物 ・<u>廃樹脂貯蔵処理建屋(1・2・3・4号機 共用)</u> その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備 火災区域構造物及び火災区画構造物 ・外部遮蔽壁保管庫(1・2・3・4号機 共用)</p> <p>使用の期間 自: 2024年4月 至: 令和5年6月22日付け原規規発第2306227号 及び令和5年9月28日付け原規規発第 2309283号をもって認可を受けた設計及び工事 の計画に係る発電用原子炉施設に対する法第4 3条の3の11第3項に基づく使用前確認証交付日</p> <p>使用の方法 高浜発電所第4号機の火災防護設備を運用するために、1号機設備のうち4号機と共用している火災防護設備が必要であるため、一部工事が完了した1号機設備のうち4号機と共用している設備を令和5年6月22日付け原規規発第2306227号及び令和5年9月28日付け原規規発第2309283号をもって認可を受けた設計及び工事の計画に係る発電用原子炉施設に対する法第43条の3の11第3項に基づく使用前確認証交付日まで使用する。 なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき使用する。</p>

(下線は変更部分)

(変更後)

<p>使用前確認を受けようとする使用前事業者 検査に係る工事の工程、期日及び場所</p>	<p>工事の工程 工事完了時の検査 (表7) 期日 自 2023年12月18日 至 2024年 8月 場所 高浜発電所</p> <p>工事の工程 品質マネジメントシステムに係る検査 (表9) 期日 自 2023年12月18日 至 2024年 8月 場所 高浜発電所</p>
<p>申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始 の予定時期</p>	<p>2024年9月</p>
<p>原子炉本体に係る工事の場合であって、原子炉本体を試験のために使用するとき、又は発電用原子炉施設の一部が完成した場合であって、その完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあっては、その使用の期間及び方法</p>	<p>対象施設の概要 高浜発電所第1号機 その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備 火災区域構造物及び火災区画構造物 ・<u>廃樹脂貯蔵庫(1・2・3・4号機共用)</u></p> <p>その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備 火災区域構造物及び火災区画構造物 ・<u>廃樹脂処理建屋(1・2・3・4号機共用)</u></p> <p>その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備 火災区域構造物及び火災区画構造物 ・<u>外部遮蔽壁保管庫(1・2・3・4号機共用)</u></p> <p>その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備 火災区域構造物及び火災区画構造物 ・<u>緊急時対策所建屋(1・2・3・4号機共用)</u></p> <p>使用の期間 自：<u>2024年5月</u> 至：<u>令和5年6月22日付け原規規発第2306227号及び令和5年9月28日付け原規規発第2309283号をもって認可を受けた設計及び工事の計画に係る発電用原子炉施設に対する法第43条の3の11第3項に基づく使用前確認証交付日</u></p> <p>使用の方法 高浜発電所第4号機の火災防護設備を運用するために、1号機設備のうち4号機と共用している火災防護設備が必要であるため、一部工事が完了した1号機設備のうち4号機と共用している設備を令和5年6月22日付け原規規発第2306227号及び令和5年9月28日付け原規規発第2309283号をもって認可を受けた設計及び工事の計画に係る発電用原子炉施設に対する法第43条の3の11第3項に基づく使用前確認証交付日まで使用する。 なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき使用する。</p>

(下線は変更部分)



(変更後)

添付資料－ 1

工事の工程に関する説明書

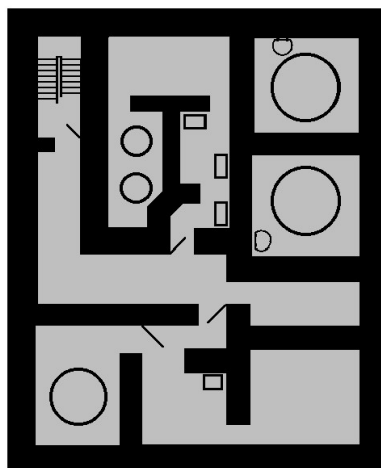
年月	2023年		2024年			
	12月	1月	2月	3月	7月	8月
項目		工事期間				
発電用原子炉施設に係るもの		使用前事業者検査（表7）				
その他発電用原子炉の附属施設	←					→
火災防護設備						
火災区域構造物及び火災区画構造物						
火災防護設備に係る基本設計方針に記載の設備		使用前事業者検査（表9）				
	←					→

2. 3 添付資料-2 工事の工程における放射線管理に関する説明書  
(変更前)

2023年11月17日付け関原発第449号の申請書記載事項

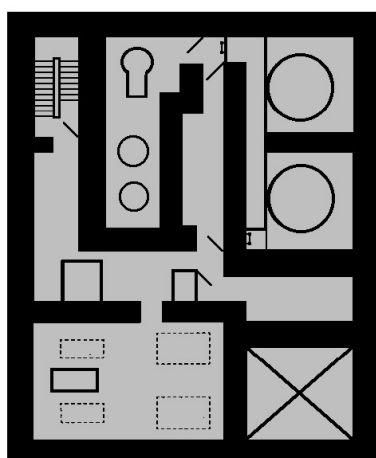
別添(1/4)

検査場所図



 : 検査場所

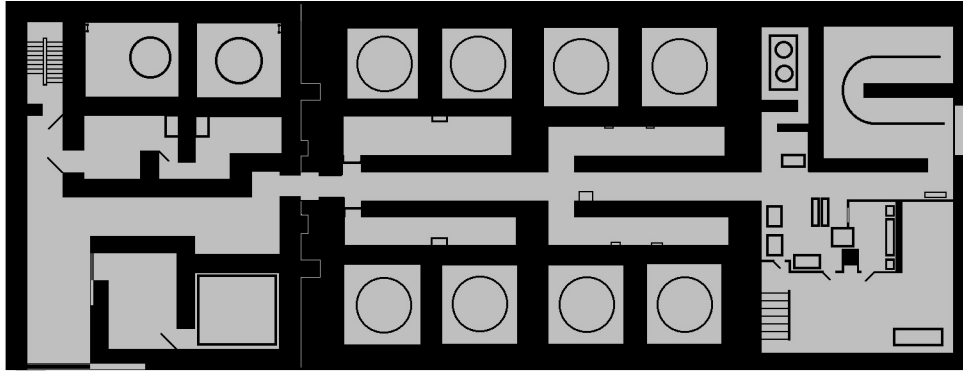
高浜発電所 廃樹脂貯蔵処理建屋(地下1階)



 : 検査場所

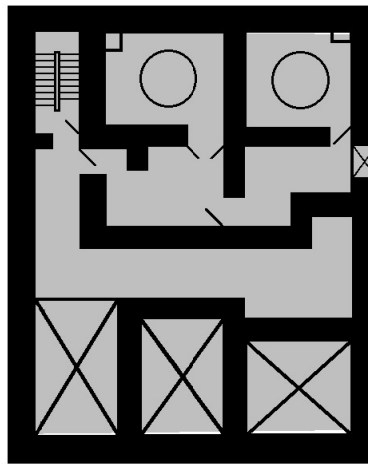
高浜発電所 廃樹脂貯蔵処理建屋(地下中1階)

検 査 場 所 図



 : 検査場所

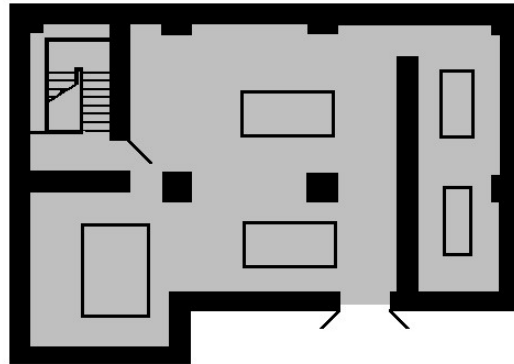
高浜発電所 廃樹脂貯蔵処理建屋(1階)



 : 検査場所

高浜発電所 廃樹脂貯蔵処理建屋(中1階)

# 検 査 場 所 図

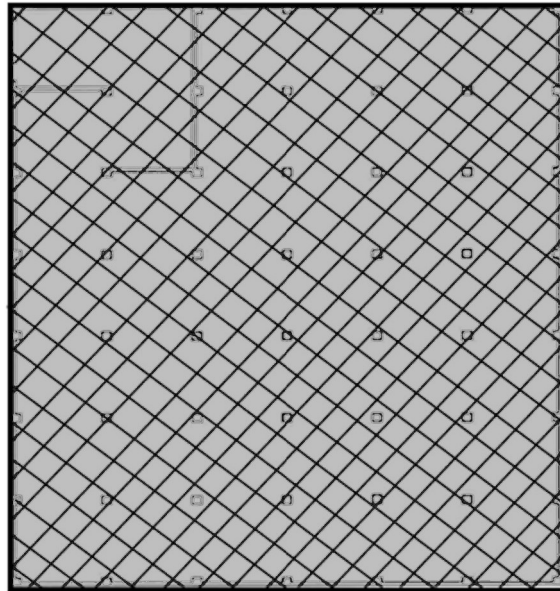


 : 検査場所

高浜発電所 廃樹脂貯蔵処理建屋(2階)

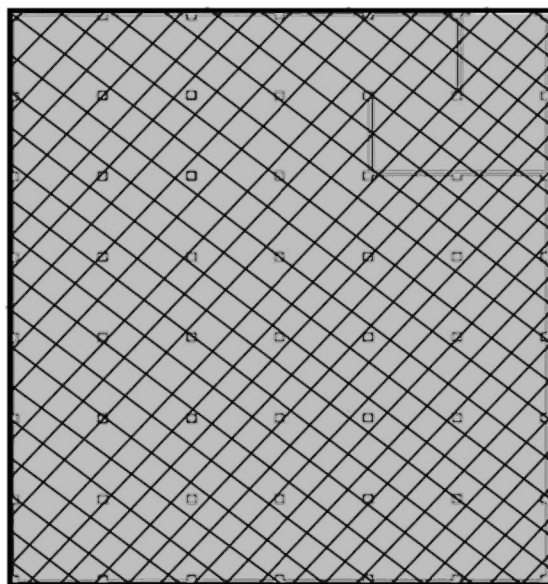


# 検 査 場 所 図



 : 検査場所

## 高浜発電所 外部遮蔽壁保管庫 (1階)



 : 検査場所

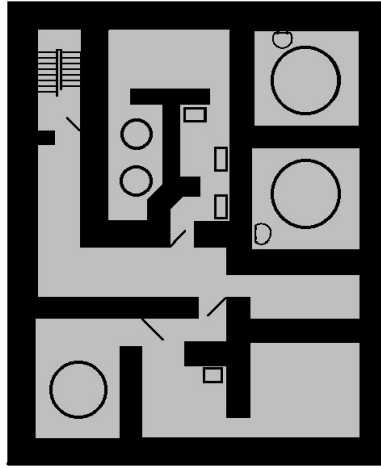
## 高浜発電所 外部遮蔽壁保管庫 (2階)

(下線は変更部分)

(変更後)

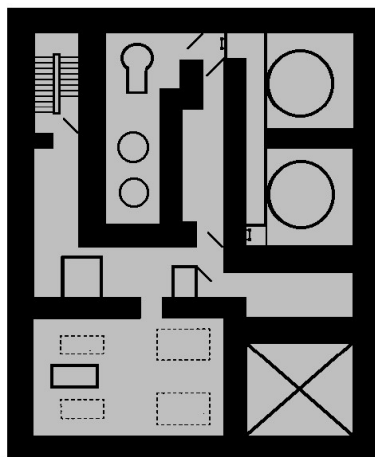
別添(1/4)

### 検査場所図



 : 検査場所

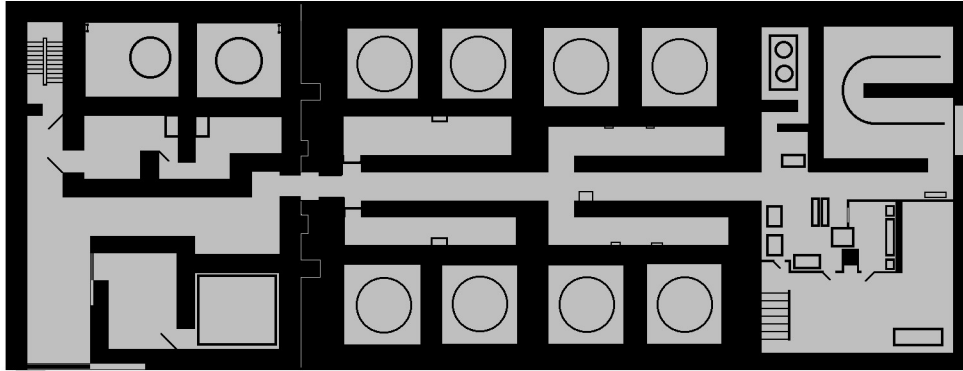
高浜発電所 廃樹脂処理建屋(地下1階)



 : 検査場所

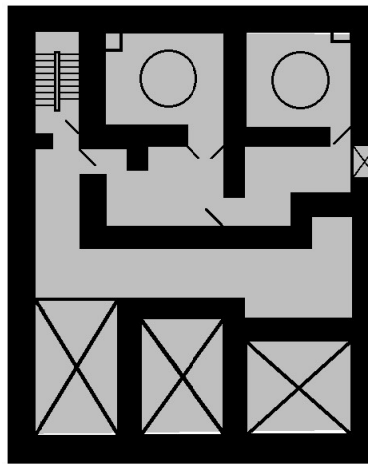
高浜発電所 廃樹脂処理建屋(地下中1階)

檢 查 場 所 図



検査場所

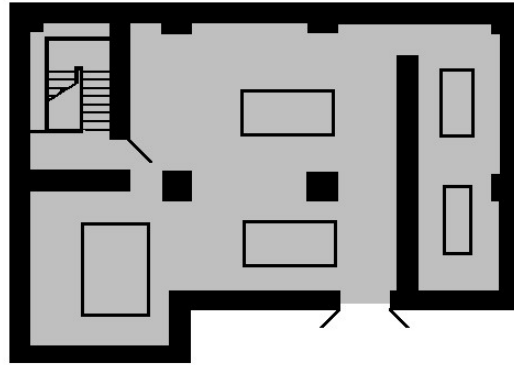
高浜発電所 廃樹脂貯蔵庫、廃樹脂処理建屋(1階)



検査場所

高浜発電所 廃樹脂処理建屋(中1階)

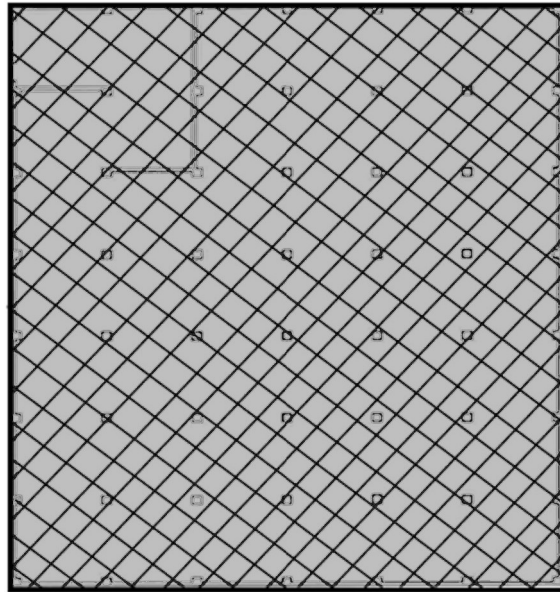
# 検査場所図



検査場所

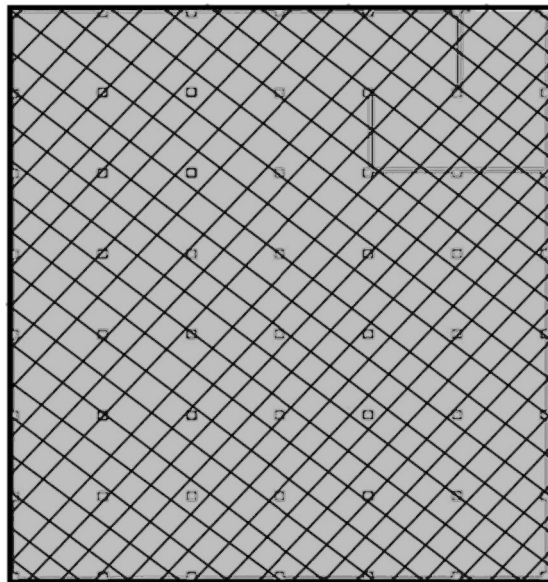
高浜発電所 廃樹脂処理建屋(2階)

# 検 査 場 所 図



 : 検査場所

## 高浜発電所 外部遮蔽壁保管庫 ( 1 階 )



 : 検査場所

## 高浜発電所 外部遮蔽壁保管庫 ( 2 階 )

( 下線は変更部分 )

2. 4 添付資料－3 施設管理の重要度が高い系統、施設又は機器に関する説明書

変更なし

2. 5 添付資料－4 使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類

変更なし

変更理由

工程変更に伴い、「使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所」の期日、「申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期」及び「原子炉本体に係る工事の場合であって、原子炉本体を試験のために使用するとき、又は発電用原子炉施設の一部が完成した場合であって、その完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあっては、その使用の期間及び方法」のうち使用の期間を変更する。

なお、「原子炉本体に係る工事の場合であって、原子炉本体を試験のために使用するとき、又は発電用原子炉施設の一部が完成した場合であって、その完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあっては、その使用の期間及び方法」のうち対象施設の概要及び「工事の工程における放射線管理に関する説明書」の別添の記載を適正化する。